

戦国期における紛争裁定と惣国一揆： 甲賀郡中惣を事例に

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-01-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 長谷川, 裕子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/9503

戦国期における紛争裁定と惣国一揆

——甲賀郡中惣を事例に——

長谷川 裕 子

はじめに

戦国期の惣国一揆研究は、八〇年代以降における戦国大名研究の展開と共に深められつつあり、現在では惣国一揆は、戦国大名とは権力編成が異なるが、戦国期に戦国大名と並存していた地域権力であったと位置づけられている。

その中で池上裕子氏は、惣国一揆の権力編成を、支配階級である国人の一揆と惣村を拠点とする土民の一揆が、剰余の分配や支配関係における対立を内包しつつ、国人一揆の主導のもとに連帯したものと捉え、また両者の連合が形成された要因を、国人・惣村両者の共通目的であった他国勢の侵入に対する防衛に求めている。^①さらに池上氏は、このような構造をもつ惣国一揆が惣国内の百姓を軍事動員していたことや、またその動員の具体的なあり方が、戦国大名

のもつ百姓動員の権限と同じであるとし、この側面を戦国期惣国一揆の到達点として評価する。この研究により、戦国期の惣国一揆は、戦国期という時代に特有の構造や権力的性格をもった、自立的な権力体として位置づけられたといえよう。^②

この流れを基本的に受け継ぐものに、湯浅治久氏の研究がある。^③湯浅氏も、池上氏と同様に、惣国一揆の構造を領主の一揆と在地の一揆が結合したものと捉えるのであるが、そこで論点とすべきは、戦国期の一揆が村落を含み込んで成立する意味、すなわち領主と村落との合意が形成される要因を問うことであるという。この問題について湯浅氏は、藤木久志氏の領主の「危機管理」論^④を導入し、危機的状況下においてはじめて、平時における領主―村落関係とは異なる、地域防衛を共通目的とした両者の合意が形成される

とする。そして、その結合を、村落の武力をも含み込んだ「全領域的な地域的防衛システム」であると位置づけると共に、平時では対立をし、せめぎあう領主と村落との結合が成立する具体的媒介として、領主と村落の間に位置する「侍」層を想定する。湯浅氏の研究は、惣国一揆の成立要因としての領主と村落の合意の形成を、村落論の展開により明らかにされた当該期の在地の状況を視野に入れて捉えようとしている。

さらに、久留島典子氏も、戦国期権力の本質を追究する中で、惣国一揆についての見解を示している。⁵⁾久留島氏は、領主の一揆という視点から、権力編成の内実や変遷・転換の過程・要因を分析し、所領保全を属性とする領主の一揆が国人一揆から被官の一揆、そして家中の形成から広域の一揆連合へと展開していくという、戦国期における「家」権力の形成過程を明示した。そしてその中で、惣国一揆も所領保全を本質とする権力として、戦国大名などの「家」権力と同質の権力であると捉え、両者の違いは一個の「家」権力への結集か、土豪同士の間横への連合かという、いわば結集のあり方の違いにすぎないとする。また、惣国一揆が形成される地域において、本来小地域で完結しているはずの土豪の一揆が惣国へと結集していく要因として、対外的軍事的緊張状況における郷土防衛をあげ、また百姓との合

意は、戦乱状況の中で「二重成し」を回避するという領主の責務を果たす限りにおいて形成されると捉えている。久留島氏の研究により、惣国一揆は戦国期に併存していた戦国大名などの「家」権力と同質の権力として捉えうる視点や、惣国一揆権力においても、「二重成し」を回避して村落の再生産を維持することにより、村落に承認される権力となりえたという捉え方が提示されたといえよう。

それに対して、池上氏や湯浅氏の様に、惣国一揆を領主の一揆と村落の一揆との一時的結合と捉える見解は、平時における領主と村落との対立関係や、領主による村落支配という認識を前提とした捉え方であるといえよう。すなわち、領主と村落は各々の利害をめぐって日常的には対立する存在であり、そうした状況では両者が結合する場合は形成されないと理解するが故に、戦時下の危機的状況という両者の合意の場を想定するのである。確かに、領主と村落との間には支配関係が存在するのであるが、近年における村落論によって村落間相論の実態が浮き彫りにされ、領主のもつ暴力性のみで村落支配をなしえない状況が明らかにされた現段階においては、まず領主による村落支配が具体的にどのような成り立っていたのかを解明する必要があるのではないだろうか。先にあげた藤木氏の研究では、領主による支配、具体的には年貢等の収取が維持され、村落の再

生産が維持されていく要因として、「領主の責務」や「危機管理」があげられているのであり、それこそが階級支配を維持するための領主の行動であったといえよう。

久留島氏の見解は、そうした藤木氏の研究をふまえた上で、当該期の村落が抱えていた、戦乱地域における領主同士の当知行をめぐる争いによって起こる「二重成し」を回避し、その地域の平和を維持するという領主の責務を果たすことに、領主支配実現の要因をみようとすると、こうした視点は、さらに具体的な事例から深めていくべきものであると考えるが、領主の責務が求められるのは戦乱時のみには限られないことからすれば、今後は領主支配の内実を追究するという視点から、領主と村落の日常的な関係をも視野に入れた上で、村落を含み込んで成立する惣国一揆の実態を解明していかなければならないと考える。また、近年では、地域権力論の進展によって、戦国大名などの戦国期地域権力や豊臣政権が、平時においては村落の自力による権益維持を抑制し、裁判によって村落間相論を調停するという機能を果たすことによって、村落までを含んだ領内における「公」権力として存立していたと捉えられてきている。久留島氏がいうように、惣国一揆も「家」権力と権力的本質が同じであると捉えるならば、惣国一揆と村落とが日常的にどのような関係にあったのか、またこのような権

力がどのようにして生み出されてくるのか、という問題について追究していく必要があるだろう。

そこで、本稿では、惣国一揆が形成される地域における、領主と村落との平時での関係を検討し、そこから惣国一揆権力の権力的本質やその成立過程・要因を探っていきたい。具体的な事例としては、甲賀郡中惣を事例として取り上げ、特に紛争解決の実態を分析することで、この課題の解明につとめたいと考える。甲賀郡中惣は、早くから注目され、多くの研究成果があげられている事例である。それは、土豪の一揆結合が「同名中」から「三方」・「郡中惣」へと拡大していく過程を、ある程度みることができからである。だが、これまでの研究では、主要な論点が土豪層の性格規定におかれていたため、土豪の一揆についても、小領主あるいは在地領主による百姓支配のための経済外強制と捉えられている。だが、経済外強制としての連合という視点が、村落の実態が明らかにされた現段階において想定しがたくなっている以上は、土豪の一揆の本質についても再検討していく必要があると考える。

(1) 池上裕子「戦国期の一揆」(同『戦国時代社会構造の研究』

所収、校倉書房、一九九九年、初出一九八一年)。

(2) なお、従来における惣国一揆研究については、峰岸純夫

「中世の変革期と一揆」(『一揆』五卷所収、東京大学出版会、一九八一年)に詳しい。簡単に述べれば、これまで惣国一揆研究は、主に一揆構成主体の検討から連合の性格を追究し、構成主体を国人層と捉え、国人一揆の延長上に成立した、在地領主層の反守護闘争と位置づける見解と、それに対して構成主体を小領主層(いわゆる土豪層)とし、惣を基盤とした小領主と農民の連合体であったと位置づける見解が対置されていた。こうした研究動向に対し、峰岸純夫氏は、構成主体を百姓や惣を基盤とした土豪ではなく、国人層及び領主化した小領主層と捉え、連合の性格を村落共同体を支配する共同支配組織と位置づける見解を提示した。そこでは、土豪・百姓によって構成される村落共同体は、惣国一揆の構成主体とは別個のものであり、被官化した土豪を通じて、あるいは国人・小領主の領主権によって、惣国一揆に結集しているものとされている。この峰岸氏の見解は、池上氏と同年に発表されたものであり、両者の見解は国人層が主導する一個の権力体と捉えるところで共通するところがある。しかし、峰岸氏の見解が池上氏のそれと異なるところは、村落共同体との結合が形成される要因について、峰岸氏が土豪と国人の被官関係や国人の領主権をあげるのに対し、池上氏は他国勢の排除という国人と惣村の共通利害を指摘するところであろう。池上氏が惣国一揆の成立要因を、領主の階級支配や被官関係のみならず、村落側との合意・利害の一致と捉えるところに、八〇年代までの惣国一揆論の到達点をみる可以考虑。

(3) 湯浅治久「革島氏の所領と乙訓郡一揆―『惣国一揆』の性格規定にふれて―」(同『中世後期の地域と在地領主』所収、吉川弘文館、二〇〇二年、初出一九八九年)・同「戦国期在地領主と『惣国一揆』」(同書所収、初出一九九三年)。

(4) 藤本久志『戦国史をみる目』(校倉書房、一九九五年)。

(5) 久留島典子「領主の一揆と中世後期社会」(『岩波講座日本通史』中世三、一九九四年)。

(6) 戦国期の地域権力に関しては、峰岸純夫『中世の東国―地域と権力―』(東京大学出版会、一九八九年)や、黒田基樹『戦国大名と外様国家』(文献出版、一九九七年)・同『戦国大名領国の支配構造』(岩田書院、一九九七年)・同『戦国大名権力の成立過程に関する一考察―扇谷上杉氏にみる領域的分国の成立―』(『歴史学研究』七三四号、二〇〇〇年)などに詳しい。

(7) 藤本久志「村の越訴」(同『村と領主の戦国世界』所収、東京大学出版会、一九九七年)、稲葉経陽「用水相論と地域財政の展開」(同『戦国時代の荘園制と村落』所収、校倉書房、一九九八年)・同「日本中世史における戦争と平和―村落フェーデの実態・達成・帰結―」(『日本史研究』四四〇号、一九九九年)。

(8) 甲賀郡中惣に関する研究は、かなりの数にのぼるため、本稿に関係するものに限って、その時々によれることにする。

—

戦国期の甲賀郡における相論の事例は、はやくから注目されている。例えば、村田修三氏は、用水や境をめぐる相論に際して、近隣の土豪が連合して調停にあたっていたことを指摘し、当時の甲賀郡内には土豪連合による裁定組織が存在していたことを主張している。⁽¹⁾ また宮島敏一氏は、①相論裁定組織が、相論の調停に介入して是非の判決を下す「判者衆」と、そのもとで相論当事者の主張を仲介・斡旋する「走廻衆」とによって構成されていたこと、②裁定者は相論当事者の主張を審査した上で、多数意見によって裁定状である「異見状」を発給し、両者の和解を仲介したこと、③裁定者による裁定は、従わなかった場合に同名中や三方からの追放という制裁を伴う、同名中・三方等の組織に保証されたものであったこと、などを明らかにしている。⁽²⁾ これらの研究により、近隣土豪の「異見」による相論裁定の方法や裁定組織の構造、また同名中等の組織による強制を伴った裁定執行の様子が、具体的に解明されてきたといえよう。⁽³⁾ しかし、これまでの研究においては、甲賀郡内に発生した相論を、同名中内部や同名中領内における相論と他氏同名中との間に発生した相論とに区別せず、すべて同一の性質のものとして分析していた。そのため、近隣

土豪の「異見」による裁定がどのような相論の場合に行われるのかという問題については具体的な言及がなく、むしろ甲賀郡内における相論全般が、近隣裁定によって調停されていたと捉えているようである。

こうした研究状況は、当時における土豪の基本的性格の捉え方に深く関わっていると思われる。具体的には、これまで土豪は、用水の支配や村落から加地子取敢を行う村落支配階級として、あるいは領域的支配を行う領主身分として位置づけられてきた。また、土豪が横に連合する要因についても、土豪による百姓支配の側面から説明され、個々の土豪による百姓支配の限界性が彼らを連合へと向かわせたと捉えられている。その結果、甲賀郡においては、百姓支配を相互に補完する基礎単位としての「同名中」、そしてその発展形としての「三方」・「郡中惣」という三段階の土豪連合が形成されたといわれている。従来の研究は、こうした百姓支配を目的とした土豪連合の成立を前提としているため、相論裁定の問題についても、三方や郡中惣という相論裁定組織が、郡内における相論全般を裁定するものと想定され、同名中内部の相論と他氏同名中との相論が区別されることなく論じられているのである。

しかし、先にも述べたように、用水支配を維持するための土豪連合や、経済外強制による村落支配を目指した土豪

の「地域的一揆」体制という状況が考えにくくなってきている以上、同名中や三方、郡中惣といった土豪連合の内実について、またそうした連合を前提に立論されていた相論裁定組織の性格についても、再検討する必要があるのではないだろうか。すなわち、こうした土豪連合の展開を發展段階的に捉えるのではなく、当該期の在地状況をふまえて、彼等が結集する根本的要因や連合体としての機能を解明していかなければならないと考えるのである。そのためにはまず、これまでの研究でも土豪連合の基本単位と位置づけられている同名中について具体的に分析し、その構造や機能を解明していかなければならないといえよう。

同名中の構造・機能に関しては、私も以前別稿において分析を加えている。ここでは、①同名中構成員である個々の土豪が、村落間における利益争いを根源とした同名同士の紛争を深刻な問題として抱えていたこと、②これらの問題が契機となって、同名中という紛争抑止を目的とした結合を成立させたこと、③そのようにして成立した同名中組織は、同名中領内の相論裁定を機能とすることで領内における地域権力「公」権力として確立し、領内の平和維持・再生産維持を担ったこと、④同名中組織によるこうした機能が、危機的状況下において領内の百姓を動員する正当性となっていたこと、等を指摘した⁶⁶。このように考えれば、

同名中領内に発生した相論は、同名中組織によって裁定されるのが基本であったといえる。そうすると、同名中内部の問題とそれ以外のところで発生した問題、すなわち他氏同名中との相論とでは、相論を調停する主体や裁定方法が異なってくるのが予想されよう。つまり、同名中としての調停機能と、それが及ばない場合の調停方法を明確に区別し、その上で具体的な相論の要因や展開過程を分析していく必要があるのではないだろうか。そうすることにより、同名中の裁定と近隣裁定との違い、ひいては近隣同名中との結合の内実や三方・郡中惣への連合の契機・要因がみえてくるものと考ええる。

同名中組織の相論裁定方法は、領内に発生した相論では、同名中奉行が相論当事者双方から主張や証拠文書を取りまとめ、その上で奉行中が厳密に調査し、多数決により裁定を下すものであった。また、同名中組織は、同名中構成員同士の紛争を回避する目的で、彼らの自己規制を伴って成立したものであったため、同名中奉行の異見はその構成員に対して強制力を持つことになり、その強制力のもとに実際に裁定が執行されることになる。こうした同名中の紛争裁定は、同じ同名中組織に随っている領内の者に対して機能するものであり、それ以外の他氏同名中領に所属している者に対しては意味をなさないものである。そこでまず、

他氏同名中との間に起こった相論を取り上げ、その解決法を確認する。

① 態申候、仍内貴里□□^(山)与六郎左衛門尉理非之儀付、明日午刻^(山)前之走廻兩人可被出由候、無御遅若宮迄可御出候、此由兩家走舞中より、過夜子刻ニ申承候、則内貴より之走廻も可被出旨候、此等趣六郎左衛門尉へも申遣候へ共、定而不可相調候、縦調不申共、□へ可被出候、若無御出候へ者、弓矢相破申候、御油断有間敷候、恐々謹言、

奉行中

八月十日 惣(花押)

^(山中後方)
大和守殿

橘丞殿

御宿所^(?)

「山中文書」において、宛所等に名字が付されない場合は、同名中内部における文書のやりとりであることが、宮島氏によって明らかにされている。そのことから、史料①の「奉行中惣」は山中同名中の奉行であることがわかる。そして、この史料①は、内貴同名中構成員と山中六郎左衛門尉が「理非」の相論となったことに対し、明日午刻に「前之走廻兩人」が若宮まで出てくるようにと、「兩家走舞中」から要請されているものである。史料①からは、この

相論が内貴同名中と山中同名中という、それぞれ違う同名中に所属する者同士の相論であり、それが「兩家走舞中」^(山)山中同名中と内貴同名中から出された代表者によって調停されようとしていることがわかる。そして、「前之走廻兩人」とあることから、おそらく両者の相論は以前にも起こっていたと思われ、今回この相論を解決する際にも、以前に調停した「前之走廻兩人」の協力が、各同名中の「奉行中」を通じて求められている。さらに、「兩家走舞中」や「内貴より之走廻も可被出旨候」とあることからすれば、走廻衆は各同名中からそれぞれ出されるものであったことがわかる。そうすると、この宛所にみえる「大和守」と「橘丞」の兩人は、山中同名中側の「前之走廻兩人」であったと考えられる。

この事例から、他氏同名中との相論は、以前の走廻衆の異見を聞きつつ、兩家から二人ずつ出された「走廻(舞)」衆によって調停されていたことが読みとれる。つまり、こうした他氏同名中との相論は、相論当事者である双方の同名中組織によって裁定されていたといえよう。そして、史料①で注目されるのが、「若無御出候へ者、弓矢相破申候」(波線部)という文言である。これは、以前の走廻衆の協力が得られなければ、調停どころか同名中同士の「弓矢」を伴った合戦が避けられない、緊迫した状況へ発展すること

を示しているといえよう。史料①は、両家走廻衆による調停の重要性和共に、同名中構成員の相論から発展した両同名中間の対立の激しさを物語っているのである。おそらく両者にとって、武力を伴う合戦は、甚大な損害を覚悟しなければならぬため、極力避けたい事態であったと考えられよう。そのことが、両同名中を合戦による決着ではなく、調停による解決へと導いたのではないだろうか。このように、両者の調停が合戦に至るぎりぎりのところで結ばれていたために、走廻衆による協力要請は、各同名中の奉行衆を通じて同名中組織の紛争裁定機能に働きかけ、同名中構成員に対する強制力を背景に命じられているのであろう。

このようにして、他氏同名中との相論は両家の走廻衆によって調停が図られるのであるが、その裁定は走廻衆から「異見之状」として相論当事者に下されることになる。

② 今度美濃部富河方与未進之儀御構付而、双方御任候条、異見申候事、

一、唯今現米参石のふん、ミのへ富河方へ御渡し候て、作職之儀永代それへ可有御知行候、然者証文・同徳政状二通のふん、富河方へ申付候間、証文被成御取候て、米之儀御渡しあるへく候、仍為後日異見之状如件、

天文廿三_甲年三月廿四日

盛右衛門尉

昌俊(花押)

(山中俊好)
大和守殿

福西

まいる

俊清(花押)

史料②は、美濃部富河方と山中俊好の相論に対して、史料①と同様に、双方の同名中組織の異見による裁定がなされたものである。ここで、山中同名中である「盛右衛門昌俊」と「福西俊清」兩人が、「双方御任候条、異見申候」と、相論当事者双方から委任されて異見を申し述べていることから考えれば、彼らが山中同名中側の走廻衆としてこの相論の調停にあたっていた人物であろう。そして、おそらく彼らは、美濃部同名中からの走廻衆と調停内容を話し合つて決定した後に、この史料②の「異見之状」を下したものと考えられる。このことから、走廻衆による裁定は、それぞれの走廻衆から相論当事者に伝えられていたことがわかる。また、走廻衆からの「異見之状」による裁定に同名中奉行からの異見状が副えられる場合もあった。

③ 美濃部大谷方与御構之儀付而、走廻中より異見被申候間、如判状可被成御同心候、万一無御承引候ハ、同名中_ヲ違可申者也、

右旨私曲偽申候ハ、此起請文之御爵罷蒙者也、仍起請文前書如件、

永祿十
卯年十二月十八日

奉行中

惣(花押)

大和守殿(山田守殿) まいる

柏木百姓(中)

史料③からは、美濃部大谷方と山中俊好との相論が、「走舞中」からの異見により裁定されていることがうかがえると共に、山中同名中の奉行中惣が「走舞中」から出された「判状」＝裁定(史料②)のような文書に同心するように命じていることがわかる。つまり、この史料③は、走廻衆からの「判状」を同名中として保証したものと捉えられよう。そして、注目されるのが、「万一無御承引候ハ、同名中ヲ違可申」という記述である。同名中組織が「公」権力として同名中構成員や領内百姓の生命を保証していた状況から考えれば、同名中からのバージという制裁は、同名中領内の者としての存在を否定することであり、いわば同名中の合力がえられない、生命の危機にもつながる問題であった。それが、走廻衆の「判状」を保証するこの史料③において述べられているのは、同名中奉行の強制力によりこの裁定を執行しようとしているためであろう。そうすると、走廻衆の異見による裁定においても、同名中組織によって保証されることで、同名中領内における相論と同様に、相論当事者が従わなければならないという強制力を伴っ

て執行されるものであったと捉えられよう。

以上の分析から、他氏同名中との相論は、相論当事者が所属する両家同名中から出された異見衆としての走廻衆兩人が話し合いによって調停し(史料①)、その内容を「判状」に記してそれぞれの当事者に伝えるものであったことがわかる(史料②)。そして、このような相論調停法は同名中組織による紛争裁定機能を背景としていたため、裁定に強制力が伴うものとなっていた(史料③)。つまり、他氏同名中との紛争調停は、同名中組織の裁定執行を前提に、両者が交渉することで成り立っていたといえよう。こうした相論の要因は多岐にわたると思われるが、ひとつ注目しておきたいのが史料③である。ここでは具体的な相論内容については記されていないが、この史料が山中俊好と共に「柏木百姓中」に宛てられていることを考え合わせれば、直接の相論当事者としては山中俊好と美濃部大谷方という土豪同士であっても、それは百姓中が関与する相論であったと想定できる。つまり、同名中構成員は、村落間相論を根源として他氏同名中と相論することもあり、またそれを調停できなければ「弓矢相破申」(史料①)という事態に陥る可能性があったのである。そうすると、他氏同名中との合戦にまで発展しかねない村落間相論を含むあらゆる問題が、双方の走廻衆による調停、同名中組織の強制力による裁定執

行という相論解決法を生み出したと捉えられよう。

(1) 村田修三「地域柄と地域権力」『史林』五五巻一号、一九七二年。

(2) 宮島敬一「戦国期における在地法秩序の考察―甲賀郡中惣を素材として―」『史学雑誌』八七編一号、一九七八年。

(3) そのほかに、甲賀郡における相論裁定について扱ったものに、古宮雅明「近江国甲賀郡における在地権力の形成とその特質」『文化史学』三六号、一九八一年、曰井進「中世後期在地領主の訴訟裁定―甲賀郡山中氏を素材として―」『日本歴史』五六八号、一九九五年などがある。

(4) 村田前掲註(1)論文・同「用水支配と小領主連合」(『奈良女子大学文学部研究年報』一六号、一九七二年)、宮島前掲註(2)論文、湯澤(久留島)典子「中世後期在地領主層の動向―甲賀郡山中氏について―」『歴史学研究』四九七号、一九八〇年。

(5) 例えば、村田前掲註(1)論文は、山中氏・伴氏・美濃部氏の三方中が「判者衆」となって、近隣の松物下庄と石部三郷の用水相論を調停した事例から、近隣土豪による地域の秩序維持機能の存在を指摘しつつも、この三方中が異見を行う資格は甲賀郡中惣により権限を委譲されたためと捉えており、基本的にこうした相論の調停を行う存在として郡中惣を想定している。

(6) 拙稿「戦国期における土豪同名中の成立過程とその機能―

近江国甲賀郡を事例に―」(『歴史評論』六二四号、二〇〇二年)。

(7) (年未詳)八月一日山中同名奉行中惣書状(「山中文書」三五七)。なお、「山中文書」は、東京大学史料編纂所架蔵写真帳により、『水口町史』の番号を付ける。

(8) こうした調停の方法は、山中貞俊と伴新六との相論にもみられ、山中同名中である「築山方・清右衛門方」が「前二走廻」であったため、詳しくは「彼兩人ニ可被成御尋候」と、一方の当事者である山中貞俊が今回の走廻衆である「御判衆」に対して訴えている(「山中文書」二〇四)。なお、この文書は前欠であるが、その前欠部分は「山中文書」四二一である(湯澤(久留島)前掲註(4)論文参照)。

(9) 天文三年三月二十四日山中昌俊等連署異見条々(「山中文書」二二六)。

(10) 永禄二〇年二月一八日山中同名奉行中惣異見状(「山中文書」二三八)。

二 近隣裁定の方法とその位置

同名中領内を越える他所¹¹他氏同名中領との相論は、基本的に両同名中間において和解点が模索され、解決を目指すものであったことが明らかとなった。しかし、甲賀郡内の相論には、相論当事者が所属する同名中同士の間での交渉だけではなく、近隣の第三者が裁定にあたっていている事例がみ

られる。こうした事例は、両同名中による裁定が何らかの理由で不可能となつてしまったため、近隣の裁定に委ねられたものと想定されるが、それではどのようなときに近隣による裁定がなされるのであろうか。

④ 今度石部三郷と井水之儀に付而異見申条々

一、本訴之儀者、前之判者衆之被得御異見之、可被相異候事、

一、檜物名主中二階門悉被伐破、可有放火候、若二階門無之候者、内門可有放火候、并本人名主中家次一人宛、墨衣入道にて、石部三郷名主中得、河田宮鳥居之前にて、可有御礼儀候之事、

一、檜物百姓本人年老次第三家三十間可有放火候、然者彼方身寄五人・同人夫二十人被出候へと申付候間、各々罷下同前ニ放火可仕候、然者来十日ニ各々罷下御取合可申候、万^レ一於無御同心者、各々彼方江片付可申事、

右之旨、無蟲貞偏頗異見申候、若私曲偽於在之者、此靈社起請文御署ヲ深厚可蒙罷者也、仍前書如件、

⑤ (前欠)

御請取御無事候様ニ、石部三郷之御本人衆御教訓候て、弓矢之御難有間敷候、若此旨私曲偽在之者、此起請文御署深厚可蒙罷者也、仍起請文前書如件、

永禄八^乙年六月廿九日

山中

惣

案文

伴
美濃部

惣²
惣³

⑥

条々

一、石部三郷と御取合之儀に付而、伴¹・山中・美濃部為三方異見上申如判状候、落居して不可有弓矢之御難事、

一、岩根衆申候同名中将討死之儀、御懇之御書不知候へ共、三郷以起請文、是も異見に而、同名中同心申候条、御無事に而、更不可有御難候事、
一、此旨無御同心候者、中違可申候事、

右此旨、無私曲偽異見申者也、仍如件、

永禄八^乙七月二日

八郷高野惣

身寄中

惣¹(花押)

柑子袋衆

惣²(花押)

夏見衆

惣²(花押)

岩根衆

惣³(花押)

この相論は、野洲川をはさんで対峙する檜物下庄と石部三郷が用水をめぐる争っているもので、「弓矢之御難」(h・j)や「岩根衆申候同名中将討死」(k)という、激しい合戦を伴うものであった。この事例は、これまでにも数多く取り上げられているものであるが、特に藤木久志氏に

よってその裁定のあり方Ⅱ異見による近隣裁定の方法が詳細に分析されている。⁽⁴⁾そこで明らかにされたことは、①近隣の「異見」(a・i)による裁定は、当事者同士の調停がこじれ武力抗争が泥沼化した状況に対し(h・j・k)、事態を鎮静化させるためにおこなわれたものであったこと、②その裁定は「本訴」Ⅱ用水相論(所務相論)については先例に準拠した裁定であったが(b)、それとは別に合戦相論によって失われた秩序の回復のために具体的な措置がとられたこと、③その措置とは檜物下庄への攻撃が相手方に死者を出したことに對する檜物下庄への制裁であり、具体的には檜物下庄の名主の家の門と百姓の家三〇軒の焼却や(c・e)、名主が入道し謝罪の礼儀をとるというものであったこと(d)、④裁定の執行は相手方である石部三郷Ⅱ当事者自身に委ねられていたこと(f)、⑤この裁定に同意しない場合は相手方の勝訴とすること(g)、⑥また近隣の村々が近隣裁定を保証する形で檜物下庄へ勧告を行い、勧告を拒否した場合は「中違」Ⅱ共同体から排除するという強制を加えていたこと(1)、などである。こうした研究成果をふまえて、この近隣裁定を位置づけてみたい。

史料④⑤⑥は、檜物下庄と石部三郷という村落間の用水相論であるが、ここでは先にあげた史料③の事例のように、村落同士の相論が同名中へ上げられ、同名中間の交渉によ

る調停が図られるのではなく、近隣の「三方」Ⅱ山中・伴・美濃部同名中によって裁定され、さらに近隣村落によってその裁定が保証されているものである。この地域にどのような同名中組織が存在していたかは明らかではないが、檜物下庄では以前に岩根村と相論になった際、「青木」という名字の者達が檜物下庄側を代表して、岩根村を代表する花園氏と交渉し、相論の調停にあたっていたことから考えれば、⁽⁵⁾檜物下庄には青木という同名中が存在していた可能性が指摘できる。しかも、その中には「青木石部」という人物もみられることから、あるいは石部三郷についても、青木同名中の領内であったのではないだろうか。いずれにしても、こうした同名中が存在しつつも、今回は村落としては同名中ではなく、近隣の第三者に調停を委ねたのである。

実際に近隣裁定が行われるときは、別の相論の事例ではあるが、「論之儀ニ両共ニ目安致拜見、眞竈無偏頗判仕申候。」と、相論当事者双方から目安が提出されていることや、「為走廻衆理非ニ御沙汰候へと異見被申候(中略)今度之御構之自訴ニ付」と、近隣の衆に意見を求めるために自ら訴え出ていることから考えれば、近隣裁定は相論当事者からの申請があつて初めて行われるものであったといえる。そうすると、檜物下庄と石部三郷との相論も、相論当事者で

ある村落が近隣である「三方」に裁定を要請したため、三方がこの相論に介入し裁定を行ったものと想定できよう。

そして、その裁定方法は、基本的に村落における紛争解決法をもとに、それを裁定者である三方が差配し、三方及び近隣諸郷による監視の中で実現されるものであった。

それではなぜ、相論当事者から近隣裁定が要請されたのであろうか。史料⑥に、「岩根衆申候同名中将討死之儀」とあることから、この相論は檜物下庄と石部三郷との合戦のみにとどまらず、隣村である岩根村の同名中が石部三郷に合力し、しかも同名中の侍が討死するという事態になっていた。岩根村は、これより前にやはり用水(井口)をめぐって檜物下庄と相論となり、その時は両村の同名中同士の間により解決を図ろうとしていた経緯がある。そうした事情もあってか、岩根衆はこの相論で石部三郷に合力することで檜物下庄と再び対立したため、用水をめぐる当事者同士の間で合戦相論が、合力関係を形成していた周辺村落を巻き込んで拡大してしまっていた。

このような状況から考えると、当事者同士のみならず、周辺村落が参入し拡大化した相論は、当事者同士の調停だけでは解決しえない状況になっていたと推測できよう。しかも、本来なら第三者である合力衆の内から討死者を出したとなれば、実際に対立する両者のみの問題では済まなく

なってくる。こうした相論の実態を考え合わせれば、紛争・合戦の拡大化という事態が、相論当事者に近隣裁定を申請させた理由であったと捉えられるのではないだろうか。つまり、用水という共用することの多い利益の相論は、利害関係・合力関係による紛争の拡大化が不可避であるため、当事者である村落間及び同名中間での調停が困難となる場合が多い。そのため、村落間・同名中間での調停が不可能な場合に、近隣裁定が要請され、そこではじめて近隣による介入がなされるものと考えられるのである。

近隣裁定に関して、もう一つ事例をあげよう。永禄二二年(一五六九)、佐治同名中の惣領である佐治為兄と、佐治同名中構成員である伊佐野氏との、「伊佐野表あせ草」をめぐる相論が、近隣衆によって裁定されている。この相論は、その裁定状が佐治氏と共にその居住村である小佐治村にも宛てられていることから考えれば、実際には小佐治村と伊佐野氏の居住村である伊佐野村との利益相論であったといえる。これは、佐治同名中領内における相論であるため、本来ならば同名中内部で解決されるものであるが、この時は同名中組織による裁定ではなく、近隣裁定という形で解決をみている。なぜ、同名中組織による裁定ではなく近隣裁定がなされたのであろうか。

佐治氏と伊佐野氏は、以前天文一六年(一五四七)にも

「伊佐野八幡前野并八面カケ」⁽¹²⁾をめぐって相論を起こしていた。その時は、同名中の中から三人が「扱」として双方を調停し、同名中組織内部で解決が図られたが、この相論は永禄六年（一五六三）に再発し、この時は同名中による解決が困難であったためか、佐治同名中とは別の「惣」が仲裁しているのである。⁽¹³⁾その裁定の中で、仲裁にあたった「惣」が、「衆義御同心、御難有間敷候」と述べていることから、この時の相論では佐治氏と伊佐野氏との間で何らかの武力発動や実力行使がなされたと想定できる。⁽¹⁴⁾こうした双方の実力行使は、同名中組織の分裂へと発展する可能性を秘めているため、この時は同名中内部で解決ができず、同名中外部の仲裁が求められたのではないだろうか。そう考えると、もともと同名中内部で裁定されるべき問題であっても、相論の再発・武力発動といった状況によって解決不能となり、同名中組織の分裂が可能性として認められたときに、近隣の第三者による調停が要請されるものといえる。⁽¹⁵⁾

以上の二つの近隣裁定の事例から、次のようにまとめることができる。すなわち、近隣裁定が行われるのは、同名中間及び同名中領内における相論が再び勃発したとき、またはその際にそうした相論が武力発動を伴って相論当事者以外の第三者へ拡大したときであったといえる。いわば、「弓矢」の合戦を伴ったり、同名中分裂が想定される深刻

な事態において、当事者双方が裁定困難と判断し、近隣に要請した場合に限って仲裁がなされるのである。このような場合の近隣の裁定は、あくまで異見として下されるものであり、いわば口入体制であったといえる。しかし、裁定としての異見は、史料④に「万一於無御同心者、各々彼方江片付可申」（傍線）と、裁定に従わなかった場合には相手の勝訴すると述べていることから考えれば、ある程度の強制力を伴うものであった。しかしなぜ、近隣の「異見」が強制力を持ちうるのだろうか。

同名中組織による裁定では、裁定を任された同名中の奉行は、「只今被任奉行中へ異見申候上者、此分にて可有御落居候」と、裁定を委任した以上は異見に従うように強制している。こうした強制力は、従わなかった場合には同名中組織からバツするという制裁を背景としているため、実際に効力を持つものであった。近隣裁定においても、要請されて異見を申している以上は、それに従うようにと強制しうる正当性はある、と一応は考えることができる。

しかし、実際にはどのような制裁に裏付けられていたのだろうか。おそらくそれは、藤木氏も指摘するように、史料⑥において近隣諸村落が述べている「中違」、つまり地域共同体からのバツであったと考えられる。つまり、檜物下庄と石部三郷の事例では、相論当事者である村落にとっ

て地域からパージされること＝合力を得られないことが、そのまま生存の危機につながるものであったため、それが担保となり近隣裁定における異見に強制力を付加することになったと捉えられよう。同様のことは、佐治氏と伊佐野氏の相論においてもいえるのではないだろうか。すなわち、ここでの裁定に従わなかった場合には、連署している諸同名中から「中違」されることが、異見状の背後に存在していたために、佐治氏・伊佐野氏両者は近隣裁定を受け入れたと想定しうる。

大名領国においては、例えば境目の領主や国衆などが、近隣の領主・国衆と相論となった場合、領主同士の交渉や「近所之義」によって、あるいは大名によって調停されるわけであるが、もしその裁定に不満であれば、領主や国衆は別の大名と結ぶという選択も可能だったわけである。しかし、大名権力が及ばない、独立したこの地域においては、他の権力(大名や地域権力)＝紛争調停者を選択するということがあり想定されていなかったのではないかと考えられる。そうしたところに、近隣衆による裁定や、近隣諸村落からのパージという制裁が、この地域で一層強力に機能した要因であったと推測しうる。

(1) 永禄八年六月二九日山中・伴・美濃部三方異見状(「山中文

書」四〇六)。

(2) 永禄八年六月二九日山中・伴・美濃部三方異見状案(「山中文書」二二二)。

(3) 永禄八年七月二日八郷高野惣等連署異見状(「山本順藏氏所蔵文書」『甲賀郡志』上巻二七六頁)。

(4) 藤木久志「中世後期の村落間相論」(同「豊臣平和令と戦国社会」所収、東京大学出版会、一九八五年)。

(5) 永禄元年八月三日花園安次条々(「山本順藏氏所蔵文書」『甲賀郡志』上巻二七五頁)。この史料は、花園村・岩根村と檜物下庄・正福寺村との井口をめぐる相論に関するものである。この史料に登場する花園氏は、おそらく花園村を拠点とする土豪であったと考えられ、また青木氏は檜物下庄の内菩提寺村を拠点とした土豪であった。解釈に困難する点も多いが、内容としては双方の用水・井口に関して、花園安次が花園村・岩根村の意見を代弁して、青木同名中に申し入れているものであると捉えられる。その後の経過は、史料が残存していないことから明らかにしえないが、この史料において用水問題に関して花園氏が青木氏に対し意見を述べていることから考えれば、花園氏と青木氏という土豪は、村落間の用水相論において両村落を代表するものとして両村落の意見を調整し、その妥協点から両村落の相論を解決しようとしていた存在と捉えることができよう。そうすると、檜物下庄と岩根村の用水相論は、青木氏と花園氏という両同名中によって調停されたということができ、またこの史料はそうした相論

調停過程の内の最初の一過程を示すものとして位置づけることができる。

(6) 天文二年七月二十六日伴泉等連署異見状(「牛飼共有文書」東京大学史料編纂所架蔵写真帳)。

(7) 永禄六年六月二五日某惣異見状(「小佐治文書」東京大学史料編纂所架蔵写真帳。以下、「小佐治文書」は同写真帳による)。

(8) なお、史料⑥にみえる「八郷高野惣」は、具体的な場所は不明といわざるをえないが、現在の栗東市の高野に比定できる可能性がある。栗東市高野は、現在の石部町の西側に位置する村落であり、また高野は野洲川からの用水を石部町との堺から取水している。つまり、こうした用水をめぐって高野は石部三郷や檜物下庄の下流に近接していたのである。そうした地理的事情から、史料⑥において石部三郷や檜物下庄の上流に位置する岩根村や柑子袋村・夏見村と一緒に、高野が三方裁定の執行を保證する存在として連署するという状況は十分に考えられよう。そうすると、三方の裁定は甲賀郡内において効力をもつものであったと考えられるが、それを実際に執行する在地では、その裁定を保證する地域が郡域を越えて展開していたことになろう。つまり、同名中領内や甲賀郡という領域が、同名中組織によって形成されていた領域であったのに対し、在地社会にはそれ以外にも様々な問題に対処するための地域が形成されていたのであり、その一つに用水をめぐる地域というものがあったということができる。一方、史料⑥の「見寄中惣」であるが、おそらく史料⑥の二条目に

みえる討死した岩根衆の「同名中^(傳)將」の親類中であつたと想定できる。このことから、史料⑥は、相論当事者の上流・下流に位置する村々と、その相論の過程で討死した侍の一族中とが、三方裁定の執行に強制力を与えたものといえよう。

(9) 前掲註(5)史料。

(10) 一方で岩根村(及び夏見村)は、これよりかなり以前のことではあるが、野洲川から取水する井口を酒人村と「井ちん」をもって契約する際に、宇田村の山中氏等に仲介を頼んでいる(「永享カ」八年閏五月七日靈真書状「山中文書」三三二)。こうした関係から、この相論で山中氏等が調停を頼まれたものとも考えうる。

(11) 永禄二年六月三日伴家政他五名連署異見状(「小佐治文書」)。なお、ここで判状を出している諸氏は、佐治氏の近隣衆であり、天正一二年一〇月二八日甲賀郡先郡奉行起請文写(「山中文書」記録三〇「大和守ゆつり状写」の内)にみられる甲賀郡先郡奉行として名を連ねている諸氏である。いわば、佐治氏と同じように同名中組織を形成していた諸氏である。

(12) 天文一六年三月一四日伊佐野衆惣申合条々(「小佐治文書」)。

(13) 前掲註(7)史料。なお、この史料が佐治同名中以外の惣によって裁定されたと捉える理由は、この史料では宛所の佐治氏に対して名字が用いられていること(同名中内部の文書のやりとりでは、通常名字が付されないことが、宮島前掲、第一章註(2)論文によって明らかにされている)、「御領内」・「貴所」など佐治氏に対して敬語が使われていることの二点

があげられる。一方、前掲註(12)史料を同名中内での裁定であるとしたのは、ここで扱いに入っている「富野彈正左衛門尉」が、「佐治氏系図」(「小佐治文書」)に「富野彈正左衛門尉為永」としてみえること、また「一鉄軒」「向□軒」に対しては名字が付されていないこと、さらに差出である伊佐野氏はこの三人に対して「殿」を付けていないことから、この三氏を佐治同名中構成員と判断し、佐治同名中による裁定と捉えたためである。

(14) 先にあげた史料⑤⑥で「弓矢之御難有間敷候」「不可有弓矢之御難」とあるものが、史料⑥では単に「不可有御難候」と書かれていることから、単に「御難」といった場合でも、その背景に武力発動の存在を想定できる。

(15) 檜物下庄と石部三郷の相論についても、もし両者共に青木同名中の領内であったと考えるならば、この相論も同名中内部で解決できなかったために、村落側として外部の第三者の裁定を要請したものと捉えられる。

(16) (年月日未詳)某異見狀断簡「山中文書」三九九。

三 「三方」・「郡中惣」の成立過程

これまでの検討から、他所との相論においては、基本的に同名中間同士の交渉によって裁定されるものであるが、それが不可能な場合には、要請を受けて近隣裁定が行われるものであったという、紛争裁定方法の違いが明確となっ

た。こうした紛争裁定のあり方は、いわば大名領国における領主間交渉・近所の儀と同様であったといえる。このように考えると、甲賀郡においては、同名中という紛争裁定組織を基本とした他所との相論調停を通じて、全面的な合戦・紛争を抑止して相互に調停を図る、あるいは近隣衆を頼むという関係が形成されていたといえよう。それでは、そうした中で従来より注目されていた「三方」や「郡中惣」といった結合は、どのようにして生み出されてくるのだろうか。

⑦ 三方以起請文申合条々

一、夜討・強盜・山賊并不知主人ヲ害仁昧、不寄上□下可作生害事、

一、於三方領中仁盜人之輩至手前可討留事、

一、為其同名、咎人申付旨、若違犯之輩在之者、三方

一味ニ可成敗事、

一、毒害等取扱仁昧同罪たるべく候事、

一、咎人告知ル仁昧者、縦雖為同類除其咎、拾貫一振可褒美、但依咎可有輕重事、

一、盜賊人之儀、崇敬仕間敷候事、

一、若党并百姓計之与之儀、三方同前ニ方々申付可相破候、若三方之外何方へ組候共、可為棄破事、

一、此申合於一儀ニ、若相違之仁昧在之、同名ヲ放シ

永代三方一味ニ用ニ相立間敷候事、

右此旨、相背申間敷候、若私曲偽在之者、此靈社起請文御罰ヲ弥厚可罷蒙者也、仍靈社起請文前書如件、

永禄九_丙十二月十五日 伴同名中

惣

山中同名中

惣

何も連判候也

美濃部同名中

惣^①

この史料は、三方という結合関係を示すものとして有名なものである。従来の解釈では、組織構造については、三つの同名中が結合した一つの新たな組織と捉えるか、^②あるいは個々の同名中を一個の組織とした一揆的組織と捉えるか、^③という違いはあるが、結合の目的については、検断を主要な問題として、特に波線部の解釈から、台頭しつつあった若党・百姓の連合に対立し支配を強化するためであったと捉える点で一致している。すなわち、個々の同名中同士との紛争を抑止し、平和団体としての三方の連合を形成すること、一個の同名中による領域支配の限界を克服し、同名中領を越えた一定領域に対する領域支配をめざしたものと捉えるのである。しかし、このような結合を、従来にお

ける同名中の捉え方と同様に、単に百姓支配体制の強化のためと捉えることが可能なのであろうか。その点についての再検討をしながら、この史料の示す意味を考え、その上で三方についての位置づけを試みてみたい。

まず、従来からいわれているように、ここでは伴・山中・美濃部という同名中が連合して、「三方領中」に発生する検断沙汰の処置を定めていることがわかる。この「三方領中」とは、個々の独立した領域である同名中領が三つ結合したことを示すものと捉えられるが、夜討・強盗・山賊・殺害などの凶悪事件や、盗人などが三方領内に発生した場合、三方の内どこの同名中構成員であっても、またどの領内の百姓であっても、「手前」各同名中として成敗してよいことを互いに申し合わせたものである。例えば、三方の内の美濃部領に所属している者が、山中領内で盗みや殺害をはたらいた場合、山中同名中が自領内で行う検断と同様に、美濃部領の者を山中同名中として成敗しても構わないとしたものである。つまり、本来同名中の検断は自領内の者に対して行われるものであるが、それを三方の内であれば他同名中の者に対して行ってもよいとしたものであり、またそうすることが「三方一味ニ可成敗」きことであると定めたのである。

このような問題を三方として取り決めなければならなかつ

た背景には、他領の者が自領内で犯した罪に対して、その者が所属する村、あるいは同名中に確認せず、自領内で処刑してしまうということがあったのではないか、そしてそれが村同士、ひいては同名中同士の戦争に発展してしまうという実状があったのではないか、と考えることができる。具体的には、美濃部領の者が山中領内において殺害を犯したことに對して、山中領内の被害者側が美濃部領の加害者側に確認せず、その犯人を処罰したり、あるいは犯人が所属していた村の村人を質取りしたりするという事態があったのではないか、と考えられるのである。それ故、こうした事態を回避すべく三方としての対処法を打ち出し、またこの申し合わせに違背した輩は、同名中から追放する¹¹三方として合力しない、という制裁が課せられているのである¹²。

そして、このような当時の同名中による検断のあり方を示すものとして注目されるのが第五条である。ここで述べられている犯人密告者に対する褒美や犯人同類への罪の免除・減免などは、中世の村掟に定められた、村落が村内の者に対して行う自検断のシステムや褒美の体制と同様である。藤木久志氏が指摘するように、褒美・補償や制裁によって支えられていた村の自検断能力に依存する形で領主の検断が維持されていたことから考えれば、ここでの同名中の

検断や、それを前提とした三方の検断は、村落における自検断を基本に成り立っていたものと捉えられよう¹³。戦国期における同名中組織は、紛争裁定などを行い領内村落の利害を体现することで、領内における「公」として現出し、村落と同名中組織が一体化した共同体を創り出したわけであるが、そこにおける検断を実際に行う主体はあくまでも村であって、同名中としての検断はその村が行う検断を差配し、問題が発生した場合は調停を行うといった形でなされていたと考えられるのである。そう考えると、村落による自検断が、拘束しうる範囲・領分を逸脱し、他領の者にまで及んでしまうことや、それによって他村との合戦相論を招いていたことは、想定しうる事態であろう。

こうした当該期の検断のあり方に鑑みると、三方はこの史料¹⁴によって、村の自検断の拡大によって引き起こされる村落同士の紛争、またそれに引き込まれざるをえない同名中同士の紛争を回避することを目的に申し合わせを行い、三方領中の治安・安全を維持しようとしたのではないだろうか。つまり三方の申し合わせは、同名中が村の自検断を基本にしながらか自領内において担っていた検断沙汰の処理やそれによる治安・安全の維持という役割を、三方領内にまで押し広げることによって三方相互の争いを回避し、平和領域を形成しようとしたものと捉えられよう。しかし、

紛争裁定組織として独立した地域権力であった同名中同士の結合が成立したのが、なぜこの時だったのであろうか。それに関しては、従来より注目されている第七条の解釈から考えてみたい。

この条文は、従来は、当該期に台頭してきた若党・百姓が独自の連合・集団を作ったり、他所と結びつくことで同名中・三方に対抗することを否定し、三方が連合して彼らを支配するという意味で解釈されている。確かに、文言からすれば、同名中が若党や百姓ばかりの連合＝徒党や他所との連合をしてはならないと定めているものである。しかしこの条文から、そうした連合がただちに三方に対抗する勢力となっていたと理解することができるのであるうか。

この条文自体には、そこまでのことは書かれていないといえよう。むしろ、戦国期の同名中組織が村落と同名中とが一体化した共同体であり、村落に対して治安維持や紛争解決を役割として担っていた地域権力であったことから考えるならば、この条文は同名中が関わらない、村々が独自に形成していた連合の引き起こす問題について、同名中・三方として対処しようとしたものと読むことも可能である。

それでは、村々が独自に形成した連合が引き起こす問題とは何か、ということであるが、伴・山中・美濃部同名中

は、史料⑦の前年の永禄八年（一五六五）に、三方として檜物下庄と石部三郷との相論を調停していたことを前章で取り上げた（史料④⑤⑥）。三方は、相論を調停する中で、そこで闘われた合戦相論には、当事者の村々以外に、合力関係を結んでいた近隣の村落が参入していたことや、それにより相論が拡大し解決が困難となっていたことなどを承知していたわけである。そのような状況をふまえると、「若党并百姓計之与」というのは、村々が日常的に形成していた合力関係と捉えられるのではないだろうか。そうすると、三方は、そうした合力関係により三方領内の村落が他所の相論に参入することや、それに伴って発生する様々な問題を回避しようとしてこの条文を作成したものと捉えられる。このように三方の申し合わせは、検断沙汰によっておこる様々な問題を抑止し、領内の治安を維持することを基本的な内容としながらも、同時に村々の合力関係により拡大していく利益紛争や、そこでの武力発動を抑止することをも目的としていたと考えられるのである。だからこそ、この史料⑦が檜物下庄と石部三郷の相論調停の翌年に制定されたのであろう。この相論は、相互の対立を抑止し、連合することで領内平和を維持する方向へと、三方の各同名中を向かわせた一つの契機になったと考えられる。

以上、まとめると、三方とは検断沙汰を主要な問題とし、

それを解決するための組織として立ち上がったものであるが、村々の日常的な合力関係によって引き起こされる所務相論への参加、そこで発生する武力発動などを事前に抑止する目的も持ったものであった。所務沙汰と検断沙汰は、いわば表裏一体のものであるため、これらに対処することが領内平和を維持するためには不可欠である。この三方という連合は、個々の同名中では対処しきれない部分を補完するという目的のもとに、生み出されてきたものと考えられよう。⁽⁸⁾ それでは、もう一方の郡中惣とは、いかなる契機で成立したものであったのだろうか。

郡中惣とは、同名中組織が郡レベルで連合したものであるが、その初見は元亀二年(一五七二)である。⁽⁹⁾ 従来は、郡中惣についても、同名中や三方と同様に、領域支配維持の側面から説明され、郡規模の領域支配を完結するために必然的に結びついたものであると位置づけられている。しかし、しばしば述べているように、単に百姓支配のために土豪の連合が形成されるという事態が考えにくくなっている現状においては、郡中惣の結合をどのように捉えることができるであろうか。

郡中惣は、元亀二年(一五七二)、郡中に存在していた寺社間の山相論を裁定する主体として現れている。⁽¹⁰⁾ 郡中惣としての初見が、このような紛争処理に関するものであった

ことから考えれば、紛争裁定を行う中で必然的に郡中惣への結集がなされたと捉えることも可能かと思われる。だが、先に述べたように、甲賀郡内の同名中間の相論は、同名中組織同士との交渉により、あるいは近隣裁定によって解決されていたことをふまえると、紛争裁定においては同名中同士の間々の交渉や、近隣同名中との協力によって基本的に完結していたものといえる。そうすると、こうした同名中間の紛争裁定を通じて、近隣同名中との緩やかな連合(例えば三方のようなもの)が形成されるという事態は考えうるが、それがただちに紛争解決組織として「郡中惣」に結集する必然性は想定しにくい。それでは何が契機となっているのだろうか。

郡中惣の初見より以前の永禄一二年(一五六九)一月には、伊賀惣国一揆と合力関係を結んでいた「甲か」の存在が確認でき、またそれより以前には、伊勢の北畠・長野両氏と同盟していた「甲賀連判中惣」が存在している。⁽¹¹⁾ 北畠・長野との同盟は、永禄一一年の織田信長の上洛、そしてそれに続く伊勢侵攻以前に結ばれたもので、一方伊賀惣国との合力関係の確認は、永禄一二年一〇月に伊賀惣国・甲賀衆と連合していた北畠・長野両氏が織田信長と和睦した直後のものであった。⁽¹²⁾ これらの史料に現れる甲賀とは、戦国期という地域権力が拮抗した中で結ばれていた対外的な盟

約関係や、対外的な危機状況に対して行われた共同防衛においてみえてくるものであり、対外的関係においてすでに「甲賀」としてのまとまりは形成され、しかも近隣権力によって認識されていたことがわかる。この事実から考えると、戦乱状況を所与の前提としていた社会にあって、大規模な戦乱が予想される対外的危機を目前とした状況や、それに対して地域が生きのびるための近隣権力との合力関係や共同防衛が必要となった段階において、「甲賀郡中惣」への結集という意識が個々の同名中組織の中から高まってきたのではないか、また逆に伊賀惣国一揆や北畠・長野等の地域権力から求められたのではあるまいか、と想定できよう。すなわち、久留島氏も指摘するように⁽¹⁴⁾、「郡中惣」への高まりの契機は、対外的危機的状況に求められると考えられるのである。

それでは、郡中惣という軍事体制はどのようなものであったかという点、郡中惣として他国・他郡から当郡への乱入を「無表裏一味仕防可申」ことや、郡内の者が他国の者を引き入れてはならないことを定めている⁽¹⁵⁾。具体的には、対外的危機状況下で「郡中堅固仁覚悟」し「郡中固」めるのであるが、そうしたことは基本的に同名中組織が行う地域防衛のあり方、具体的には領内の百姓等を動員し、地域の城に籠城させるといった状況を前提にしていたと考えられ

る。⁽¹⁷⁾つまり、郡中惣としての機能は、同名中組織の防衛体制を統合し、より広域な防衛体制の形成を可能にしたことにあったといえよう。

しかし、だからといって、このようにして形成された郡中惣を、外的勢力に対抗するための一時的な連合とは考えない。なぜならば、郡中惣は、形成されて以降も郡中惣という、紛争裁定を行う主体として維持されていたからである。そうすると、なぜ軍事的な連合として立ち現れてきた郡中惣が、紛争裁定を担うことになったのかが問題となる。それについては、もともと同名中組織が紛争裁定を本質的機能の一つとして持ち、領域平和を維持する主体であったため、その連合である郡中惣は、連合の形成は対外的な要因を契機としていても、必然的に紛争裁定機能を備えることになったと捉えることが可能である。従来の研究では、領域支配を相互に補完するための土豪層の連合が、同名中―三方―郡中惣へと展開する中で、検断権・裁判権も同様に拡大して郡中惣へと結実すると捉えられ、基本的に郡内の検断沙汰・所務沙汰に関しては郡中惣が主体となって調停を行っていたと認識されている⁽¹⁸⁾。そのため、先の一・二章で取り上げたような同名中同士の間での交渉や近隣裁定によって解決されたような相論についても、すでに郡中惣が形成されていたことを前提に、郡中惣が三方や同名中各氏に調

停・裁決を委任して解決を図ったものと捉えるのである。

しかし、実際に、先にみた相論が郡中惣から委任されて調停を行っていたのであろうか。言い換えれば、郡中惣領内の紛争裁定がすべて郡中惣によって調停されていたと捉えられるのであろうか。それについて、郡中惣として裁定している相論を取り上げて再検討してみたい。

郡中惣として裁定している相論は、現存している史料から二件確認できる。一つは甲賀和田・五反田と伊賀上柘植との相論である。⁽¹⁹⁾この相論の具体的内容については、藤木氏によってすでに検討されているので詳述は避けるが、簡単に述べると、近江と伊賀の国境を挟んで隣り合う和田・五反田と上柘植の山をめぐる入会相論であり、その村落間相論に対して、「伊賀奉行人十人惣」と「甲賀奉行人十人惣」が共同で裁定にあたっているものである。その裁定は、入会相論に関しては、肥料や燃料となる草・柴は入会の範囲を指定して両者が立ち会いのもとに刈ることと、入会地によきや木鎌などを持って入ること、大木伐採の禁止を定め、相論に伴って発生した刑事事件に関しては、張本の内の一人を期限付きで追放刑に処している。こうした裁定の執行は、裁定者の監視下のもと、実際には在地の村落共同体が行うものであるが、裁定のあり方として注目されるのが、署判している「伊賀奉行人」「甲賀奉行人」の存在で

ある。ここで相論が伊賀と甲賀の奉行によって裁定されているのは、この村落間相論が両者の境界をまたぐ案件であったことによる。すなわち、地域権力同士の境目において発生した相論であったために、当事者同士およびこの地域の同名中土士の交渉で解決するというわけにはいかず、権力同士の対応が求められたのではないかと考えられるのである。そうすると、この相論にみられるように、郡中惣が紛争裁定の場に現れるのは、対外的な場合、つまり他権力との相論の場合であったことが予想されよう。

もう一件は、甲賀郡内の新宮・矢河両社と飯道寺古庵室との相論である。⁽²⁰⁾これは山をはさんで存在する寺社間の山の木をめぐる相論であると思われるが、具体的な相論内容については不明である。しかし、この相論において郡中惣は、飯道寺古庵室側に対して奉行衆老分の一ヶ月間の下山（追放）と、その後の矢河下馬前での「礼儀」を命じ、それを「取合之儀者、郡中奉行与して可仕」と、郡中の監視のもとにその裁定を行うように定めていることがわかる。ここでの相論当事者である飯道寺は、この地域における中心的寺院である。また、一方の矢河は郡中惣の結集の場としてみえている。⁽²¹⁾つまり、両者とも、個々の同名中領内にはおさまりきらない、広範な活動を展開していた寺社であった。その裁定が郡中惣によってなされているのは、郡内に

において特殊な場として存在していた寺社同士であったためではないか。すなわち、郡内における重要な寺社であるからこそ、両者の相論は郡中惣によって裁定されなければならないと考えられるのである。

郡中惣が裁定している相論は、以上の二件しか残されていないので、そこから性格づけをすることは早計に過ぎようが、一応この二件の相論から考えるならば、郡中惣の調停は、当事者及び同名中同士、あるいは近隣裁定による解決が不可能な場合、具体的には国境をまたいだ他権力領内との相論や、郡内の有力寺社同士の相論において求められるものであったといえよう。しかし、紛争裁定組織としてのあり方は同名中及び近隣裁定の場合と同様であるため、その裁定方法は村落間での紛争解決法を基本として、それを郡中惣が差配する形で決定され、裁定の執行は「郡中如掟片付」と、郡中の強制力をもって行われるのである。このように考えると、郡中におけるすべての相論が郡中惣によつて、あるいは郡中惣から委任されて裁定されていたとは捉えにくく、むしろ基本的には同名中の紛争裁定機能を基本とした同名中同士の交渉や近隣裁定によつて解決が図られ、それが不可能な場合に限つて郡中惣による裁定がなされるのが実態だったのではないだろうか。

(1) 永祿九年二月一日伴・山中・美濃部三方起請文前書案「山中文書」二三五。

(2) 宮島前掲、第一章註(2)論文。

(3) 久留島前掲、第一章註(4)論文、村田修三「国人一揆と惣国一揆」(大阪大学文学部日本史研究室編『古代中世の社会と国家』所収、清文堂、一九九八年)。

(4) 拙稿前掲、第一章註(6)論文。

(5) 三方の取り決めと同様に、個々の領主が法を定めたものに、享祿五年(一五三二)の沢・芳野・小川・秋山という大和国宇陀郡の国人四氏による申し合わせがある(「沢氏古文書」八一六六、『松坂市史』三巻史料篇五六〇頁)。そこでは具体的に、喧嘩・刃傷があった場合には、「不及勢立」||武力によつて解決するのではなく、「条理可申談」||話し合いで解決しようとしていること、また殺害等の張本人は追放刑に処すとしていること、そして誰の被官であっても四氏が相談して成敗することとしていることなどを定めており、こうした条目からは三方の定めた検断沙汰の対処法と同様の性格が読みとれる。そしてそこで注目されるのが、「方質不可有取相」と定めていることである。「方質」とは、一種の質取り(所質)行為であり、在地における自力救済法であった。それを沢氏等四氏が検断沙汰に対する申し合わせにおいて禁じているのは、このような検断沙汰が質取り行為に展開する可能性を秘めていたことを示している。実際に、宇陀郡内の佐倉村と隣村の谷尻村との山論において、佐倉村は佐倉の山に入った谷尻の者

を「ぬす人」と捉え、「ぬす人の人数其方より御せ^(成敗)いは候て可有候、其儀なく候ハ、明日^(宇陀)うたの市にて其方の人数へかゝり可申候」(沢氏古文書)九一五六、『松阪市史』三巻史料篇五七六頁)と、谷尻村に盗人の成敗を要求し、もし成敗しなかった場合は宇陀市において谷尻村の者を佐倉村として成敗すると述べられている。こうした事例から考えると、三方の場合も、盗人や殺害人に対する成敗は、基本的に張本の者が所属する村落において執行されるのであるが、それがなされない場合に、被害を被った村落側が相手村落の者を質取りしたり、成敗を加えたりしていた事態が存在し、それが三方の間で問題となっていたことが想定されよう。なお、宇陀郡一揆に関しては、西山克「戦国大名北畠氏の権力構造―特に大和宇陀郡内一揆との関係から―」(『史料』六二巻二号、一九七九年)に詳しい。

(6) 藤木久志氏は、「落書・高札・褒美」(同『戦国の作法―村の紛争解決―』所収、平凡社、一九八七年、初出一九八六年)において、村落が自前の武力を背景に犯人を追捕し成敗する態勢を確立していたと論じている。そうした村落の自検断は、犯人の捕獲・差出を原則とする領主側の検断とは対照的であるが、その場合でも実際に犯人を捕獲して差し出すのが村落である以上、領主の検断は村落の自検断に依存しない限り成り立たないものであった。このことから、領主の検断であっても、村落の褒美・補償のシステムに支えられた犯人の追捕・捕獲という村側の検断能力があつてはじめて行えるものであつ

たと捉えられよう。

(7) 同名中と村落との基本的な関係については、拙稿前掲、第一章註(6)論文においても述べている。簡単に述べれば、同名中組織は平時において村落に対し、村落間相論の調停や領域平和・安全の維持、さらには村落再生産の維持を役割として負うことにより、自己の収取を維持していた。こうした関係が平時における同名中と村落との関係であつたといえる。

また、村落の抱える課題を解決することが村にとつての「公」であつたことからすれば、それを役割とした同名中組織はこうした村の「公」を体现することによって領域における「公」権力となり、村落の「公」と同名中の「公」が一体化した共同体を作り出していた。ここでの同名中組織と村落との関係とは、このような意味で使っている。

(8) 三方の成立が永禄九年であつたとすると、その前年に石部三郷と檜物下庄の用水相論を裁定したときに現れる「三方」とは何かが問題となろう。しかし、そもそも「方」というのが「〱氏」一族を指す言葉であつたことから考えると、永禄八年段階での「三方」とは、伴・美濃部・山中という三同名中を「三方」と称していたといえ、そこでの「三方」と翌年に形成された共同裁定の契約を確立した「三方」とは性格の異なるものであつたと捉えられる。そうすると、永禄九年以前は、伴・美濃部・山中という三同名中がどのような関係にあつたのが問題となるが、第一章の史料②や③にみられるように、それ以前の各氏は紛争が他氏同名中領にまで拡大す

るときには、同名中組織の紛争裁定機能を前提に、双方の同名中組織の話し合いによる解決が図られていたと考えられる。

(9) 元亀二年八月二七日郡中惣異見状案(『山中文書』二四三)・

(元亀二年)八月二七日郡中惣書状(『山中文書』三六二)。

(10) 前掲註(9)史料。

(11) (永禄二年)十一月一日伊賀惣国一揆提書(『山中文書』三八六)。

なお、この文書の年代比定は、藤田達生「兵農分離と郷土制度―津藩無足人―」(同『日本中・近世移行期の地域構造』所収、校倉書房、二〇〇〇年、初出一九九七年)による。

(12) (年月日未詳)北畠并長野家中起請文前書案(『山中文書』四一〇)・(年月日未詳)甲賀連判中惣案書案(『山中文書』四三三)。

(13) この地域の政治状況に関しては、藤田達生前掲註(11)論文に詳しい。

(14) 久留島前掲、はじめに註(5)論文。

(15) (年月日未詳)郡中惣提案(『山中文書』四〇九)。

(16) (年月日未詳)某書状案(『山中文書』四一九)。

(17) 永禄一三年三月二四日大原同名中与提(『大原勝井文書』『中世法制史料集』五卷一三一頁)。なお、同名中組織の防衛体制に関しては、拙稿前掲、第一章註(6)論文において詳しく触れている。

(18) 村田前掲、第一章註(1)論文、宮島前掲、第一章註(2)論文など。

(19) 天正元年一二月七日甲賀・伊賀奉行人惣連署異見状(『西川氏所蔵文書』『甲賀郡志』上巻三六〇頁)。

(20) 前掲註(9)史料。

(21) 前掲註(12)史料。

おわりに

以上のように、あらゆる相論が同じ土俵で、同一の性格のものとして論じられがちであった従来の研究史に対して、これらを相論が起こっている場所や相論の内容によって区別しながら、紛争裁定のあり方について再検討を試みた。

その結果、同名中という一つの地域権力を基本として考えると、同名中領内において発生した相論は同名中として裁定を行うが、それを越えたところで発生する相論、つまり他氏同名中領との相論に際しては、同名中同士の交渉や、それが叶わない場合には近隣裁定によって解決されること、また郡中惣は、同名中同士の交渉や近隣裁定が不可能な案件において、紛争裁定の場に現れるものであったことが明らかとなった。

こうした紛争裁定は、様々な問題に対してなされるものであったが、その中でも特徴的なのが在地の用益紛争の調停を行っていることであろう。その裁定のあり方は、在地における紛争解決法を基本として、それを同名中あるいは近隣諸氏、さらには郡中惣として差配し、在地の当事者に執行させるものであった。このような村落間相論を裁定し

なければならなかった要因は、村落同士の間で同名中同士、あるいは他氏同名中との紛争・合戦に容易に展開してしまっていた実状にあるといえよう。そして、村落間相論を根源とした同名中同士や他氏同名中との相論を、弓矢を伴った合戦に発展させず、お互いの交渉によって直接的に対処しようとしたところに、権力の歴史的段階をみることができる。

そして三方も、村落間相論の展開やそれに伴った同名中同士の対立という当該期の現実の中から形成されてきたものであり、在地における自検断によって発生する合戦相論や村々の合力関係によって拡大する所務相論に、「三方一味」に対処しようとした結果として生み出されてくる連合であったと捉えることができよう。だが、三方のような連合や近隣諸氏との紛争裁定をめぐる関係は、紛争裁定組織として郡中惣まで高まることはなく、郡中惣への結集が起こるのは対外的危機を契機としたものであった。しかし、対外的危機により郡中惣が形成されて以降は、郡中惣は特殊な案件を扱う紛争裁定組織として、同名中裁定や近隣裁定を補完する機能を果たしたといえる。

本稿において甲賀郡中惣を取り上げて検討した結果、惣国一揆とは、その成立の契機は対外的危機状況にあったとしても、その内実・本質は紛争調停を主な機能として担う権力体であったと捉えることができよう。しかも、その機

能は、同名中構成員といった土豪に対してのみではなく、村落に対しても果たしうるものであり、そのことから惣国一揆とは室町期の領主とは異なる戦国期地域権力であったといえる。それではこのような権力体である惣国一揆は、他権力とどのような関係にあったのかという問題について、郡中惣と他権力との関係をみることから確認しておきたい。

伊勢の北畠・長野両氏との関係を示すものとしては、両者からは甲賀連判衆に対して、甲賀衆が北畠・長野領内へ自由に入出していよいこと、また両者と甲賀連判中との間に何らかの相論が発生した場合、お互いに糺明を遂げて解決することを約束した起請文が出されている。それに対し甲賀側も、北畠・長野両氏の敵方へ合力しないことなどを条書にして遣わしている。こうしたお互いの契約をみると、それにより一方が他方を従属化する、あるいは取り込むという内容のものではなく、お互いの領域支配には干渉しないものであった。具体的には、敵方の侵入などの地域の存亡において、お互いに軍事的協力をする⁽¹⁾ことが目的であったといえよう。そうすると、北畠・長野両氏と郡中惣との関係は、戦国期地域権力が共通目的のために対等に結んだ同盟関係であったと⁽²⁾考えられる。

このような関係は、甲賀からの合力を求めている伊賀惣国一揆に対しても、基本的に同じであったと考えられる。

このことから、惣国一揆としての郡中惣は、戦国大名や国衆、また他の惣国一揆権力などの地域権力と対等に同盟しうる組織であったということができよう。しかし、こうした関係は、地域権力同士の間盟関係であるため、それは戦国大名同士の間盟関係と同様に、共通利害のために結ばれるもので、それ自体永続的なものではない。実際に、「織田当郡へ可令乱入と申砌、郡中より伊賀衆申調令同心処、程なく不及案内」と、危機的状況を目前として結ばれた伊賀惣国一揆との同盟も、危機が去って程なくその関係は自然消滅しており、その後織田が甲賀へ乱入するという時にあって、再び「從兼而伊州申談、一左右次第仁さかい目まで人数出候ほとに候ハ、公事もあいすむへく候」という、伊賀と甲賀の間盟関係が結び直されているのである。これらのことから、郡中惣と近隣権力との関係は、権力的に同質な両者が危機的状況下において結んだ一時的な同盟関係であったといえよう。

そうすると、今後の課題としては、地域権力として同質であり、共通する部分が指摘しうる惣国一揆権力と戦国大名・国衆権力が、なぜ一方は「家」権力として結集し、他方は一揆権力として横に連合することになったのか、両者の権力構造の違いが生じたのはなぜか、が問題となろう。その要因としては、政治的・地理的状況の違いということ

が考えうるが、戦国大名は侵略をするが、惣国一揆は防衛のみであるといった問題とも絡めて、両者の異なる部分は何を意味するものなのかについては、今後さらに検討していく必要がある。

(1) 権力同士が起請文を介して結ばれるという事例は、東国における大名と国衆との関係においてもみられる。黒田前掲、はじめに註(6)著書では、大名と国衆が戦国期の地域権力として同質の権力体であったことや、両者が結ぶ統制・従属関係は双務的な一種の契約関係であったことが明らかにされているが、両者が関係を結ぶ際に取り交わされたのが起請文であったという。こうした両者の関係形成のあり方には、類似性がみられる。

(2) 近年の地域権力論においては、「家」権力と一揆権力が同質の権力であることが論じられてきている(藤木・稲葉前掲、はじめに註(7)論文および拙稿第一章註(6)論文など)。先にも述べたように、それは「家」権力と一揆権力という権力構造は異なるものの、村落に直接対峙した「公」権力であったところに特質があった。そのような研究状況から考えれば、ここでの北畠・長野両氏と甲賀郡中惣との同盟は、権力的に同質な権力同士の対等な同盟であったと捉えられる。

(3) 前掲、第三章註(16)史料。

(4) 前掲、第三章註(16)史料。

(千葉県習志野市秋津一四一、一三〇二)